

# 第1回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 令和4年4月12日(火) 15:00~16:10

2. 開催場所 役場本庁2階 庁議室

3. 出席委員 (19名)

早川 忠博 会長	友清 茂利 委員
平山 正和 会長代理	上野 弘 委員
山本 容子 委員	松本 一彦 委員
伊藤 幸市 委員	川波 邦臣 委員
村井 辰男 委員	内堀 誠 委員
高倉 博行 委員	平田 英司 委員
行武 太恵子 委員	平山 忠志 委員
内藤 茂正 委員	有田 和豊 委員
山下 英次 委員	倉掛 誠 委員
井上 治康 委員	

4. 付議事項

議事

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 経営主変更承認届について
- 議案第1号 令和4年4月期農用地利用集積計画の審議について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会処分)
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)
- 議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

5. その他

6. 議事録署名人に指名された委員の氏名

内藤 茂正 委員、 山下 英次 委員

7. 事務局出席者

課長補佐 谷口 謙司、 係長 徳永 理恵、 真鍋 翔太

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	ただ今から、令和4年度第1回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。 本日の総会に、現在の出席数は定員19名中全員ですので総会は成立しております。
事務局	次第2、会長あいさつでございます。会長よろしく申し上げます。
会 長	(会長あいさつ)
事務局	ありがとうございます。 続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしく申し上げます。
会 長	議事録署名人の指名をいたします。7番 内藤委員 と8番 山下委員に申し上げます。
事務局	よろしく申し上げます。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしく申し上げます。
議 長	それでは、付議事項にはいります。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書1ページをお開きください。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。  (報告第1号 番号1～番号9を読みあげる)
事務局	以上ご報告申しあげます。
議 長	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。 これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ、委員席番号と氏名を述べて発言をお願いします。 それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。  (質問なし)
議 長	ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。 報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書4ページをお開きください。 報告第2号 経営主変更承認届について 上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。  (報告第2号 番号1～番号7を読みあげる)
事務局	以上ご報告申しあげます。
議 長	報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。

	(質問なし)
議 長	<p>ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>議案第1号 令和4年4月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書6ページをお開きください。</p> <p>議案第1号 令和4年4月期農用地利用集積計画の審議について 上記について次のとおり審議を求めます。本日付、会長名でございます。</p> <p>(議案第1号を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第1号 令和4年4月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので採決に移ります。</p> <p>議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第1号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書10ページをお開きください。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求めます。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図2ページをご覧ください。</p> <p>次に審査基準につきましては、11ページの調査書の番号1をご覧ください。この件に関しまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p> <p>(番号2を読みあげる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図3ページをご覧ください。</p> <p>次に審査基準につきましては、11ページの調査書の番号2をご覧ください。この件に関しまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p> <p>以上ご提案申しあげます。</p>

議 長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1・2について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>次に、農地法3条の許可申請で譲受人が町外者の場合には、譲受人本人より直接、営農計画等の説明を求めています。本日総会にお呼びしております。</p> <p>『申請人』の入室をお願いします。</p> <p>(入室後に)</p>
議 長	<p>それでは、農地取得後の営農計画について、本人より、ご説明をお願いします。</p>
申請人	<p>昨年からは農業を行っております。実は数年前まで肥満に悩んでおり、体質改善のために野菜や果物を多く摂るようにしたことが農業に興味を持つきっかけとなりました。その際お世話になったのが筑前町のみなみの里です。ご縁があり今回のお話をいただきまして、分からないことも多くあるかとは思いますが、ご指導いただければと思います。</p>
議 長	<p>それでは、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>どのような作物を作る予定ですか。</p>
申請人	<p>果樹、トウモロコシ、アスパラガス、パプリカ、メロンなどです。</p>
15番	<p>町内で農業を始めるにあたりお手伝いをさせていただきました。番号1の方が先行していて、番号2は今植えられている作物が収穫されてから作り始めることとなります。</p>
16番	<p>周囲が水田で野菜を育てることに、水利の問題はありませんか。</p>
申請人	<p>高畝に耕作すれば問題はないかと考えています。</p>
16番	<p>周囲の耕作者と揉めたりしないようお願いします。</p>
15番	<p>畔の内側に溝を掘る等で、水が入っても大丈夫なようにしておかないといけませんね。</p>
議 長	<p>その他、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>〇〇様、ご説明ありがとうございました。退室をお願いします。</p> <p>(退室後に)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号1・2に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号1・2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第2号の番号3・4について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号3を読みあげる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図4ページをご覧ください。</p>

	<p>次に審査基準につきましては、12ページの調査書の番号3をご覧ください。この件につきまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p> <p>(番号4を読みあげる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図5ページをご覧ください。</p> <p>次に審査基準につきましては、12ページの調査書の番号4をご覧ください。この件につきまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p> <p>以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号3・4について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p>
3 番	<p>番号3と4は無償での交換ですが、番号4は狭く、あまり釣り合いが取れていないように見えますが。</p>
17番	<p>番号4の農地が申請人の家の隣にあるため、申請人の方から交換を持ち掛けたとのことです。お互い合意の上のお話です。</p>
議 長	<p>その他、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第2号の番号3・4に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号3・4は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第2号の番号5について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号5を読みあげる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図6ページをご覧ください。</p> <p>次に審査基準につきましては、13ページの調査書の番号5をご覧ください。この件につきまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p> <p>以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号5について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p>
16番	<p>申請人は経営主ではありませんが、農地の購入は可能なのですか。</p>
事務局	<p>経営主ではありませんが、農業世帯として一緒に農業をされているので問題ありません。</p>
議 長	<p>その他、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>

議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号5に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号5は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書14ページをお開きください。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます。 理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。不動産業を営んでいる申請人は、申請地に木造2階建て、建築面積52.99㎡の建売住宅2棟を建築する計画です。申請地は道路より低いため40cmの盛土を行い、境界にはコンクリートブロック3段を設置して土砂の流出を防ぎます。また、雨水については、排水路がないため町道に側溝を新設し放流する計画で、建設課に道路法32条の許可を申請済みです。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、上下水道が埋設されている町道に隣接し、500m以内に教育施設が2つ存在するため、農地の区分は第3種農地と判断します。第3種農地の許可方針は原則許可でありますので、建売住宅の転用は許可することができます。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。 以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。</p>
3 番	<p>住宅地に隣接している農地なので、問題はありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号2を読みあげる)</p>

事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。建設業を営んでいる申請人は、申請地に、木造2階建て建築面積56.93㎡、58.38㎡の建売住宅2棟を建築する計画です。申請地は道路より低いため30cmの盛土を行い、北側の境界にはコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぎます。また、雨水については、前面の道路側溝に放流する計画です。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、公共投資でない小集団の生産性の低い農地でありますので、第2種農地と判断できます。第2種農地の許可方針については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することができない場合や集落に接続して設置する場合は、許可することができます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第3号の番号2について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、担当は私ですので、私から報告します。</p> <p>上下水道が通っていて、周囲も住宅地となっている農地なので問題はありません。それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第3号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第3号の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号3を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。建設業を営む譲受人は、申請地に建築面積約54㎡の木造2階建ての建売住宅を4棟建築する計画です。申請地は、道路より高いため最大で40cmの切土を行い、境界にはコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぎます。雨水については、既存の道路側溝に放流する計画です。他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、官公庁から概ね500m以内にあることから、農地の区分は第2種農地と判断します。第2種農地の許可方針は、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することができない場合や集落に接続して設置する場合は、許可することができます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第3号の番号3について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。</p>
4番	<p>周囲が住宅地になっている農地なので、問題はありません。</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>

議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号4について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号4を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。譲受人は、現在住んでいるアパートが手狭となったために、申請地に木造2階建て建築面積107.01㎡の自己の住宅を建築し、転入する計画です。申請地は、道路より低いため最大で40cmの盛土を行い、境界にはコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぎます。雨水については、既存の道路側溝に放流する計画です。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、鉄道の駅から概ね500m以内にあることから、農地の区分は第2種農地と判断します。第2種農地の許可方針は、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することができない場合や集落に接続して設置する場合は、許可することができます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号4について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。</p>
11番	<p>特に問題ありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号4に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号4は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号5について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号5を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。譲受人は、父親から農地を譲り受け、木造平屋建て建築面積171.76㎡の自己用住宅、ガレージを建築する計画です。申請地は、道路より低いため20cmの盛土を行い、境界にはコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぎます。雨水については、既存の道路側溝に放流する計画です。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法上の用途区域内の農地でありますので、第3種農地と判断できます。第3種農地の許可方針については、原則許可でありますので、自己用住宅用地としての転用は許可することができます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障について</p>



	<p>ては、申請の添付書類にて確認しております。 以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号5について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。</p>
1 2 番	<p>特に問題ありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号5に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号5は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号6について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号6を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。譲受人は、申請地に木造2階建て、建築面積64㎡の建売住宅を建築し販売する計画です。境界にはコンクリートブロックを積み、20cmほどの盛土を行います。雨水については、東側の道路側溝に放流する計画です。なお、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、上下水道が埋設している町道に隣接し、500m以内に教育施設が2つ存在するため、第3種農地と判断できます。第3種農地の許可方針については、原則許可でありますので、自己用住宅用地としての転用は許可することができます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。 以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号6について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。</p>
3 番	<p>以前の総会で許可の出ている土地ですが、変更があり再度申請されています。よろしく願います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号6に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号6は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局よ</p>

<p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>会長代理</p>	<p>り説明をお願いします。</p> <p>議案書16ページをお開きください。</p> <p>議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求める。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 川波委員、平田委員 場所につきましては、別紙の配置図、25ページをご覧ください。</p> <p>議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の説明が終わりました。 それでは、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質問がないようですので採決に移ります。 議案第4号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第4号は全員賛成にて可決をいたします。 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をしてください。</p> <p>次第5 その他</p> <p>次第6 今後の日程について</p> <p>次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願いします。</p> <p>これもちまして、第1回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">16 : 10 終了</p>
--	--